

## 特定健康診査・特定保健指導

# 令和3年度 後期高齢者支援金の減算対象組合になりました

後期高齢者支援金加算・減算制度は、各保険者の特定健康診査・特定保健指導の実施率を中心に、保健事業の実施内容により、支援金が加算（ペナルティ）または減算（インセンティブ）されます。

当組合は、令和3年度実績の結果、減算対象組合（第5区分、86/200点）となりましたので、約0.088%減算されて、令和5年度の後期高齢者支援金（短期経理からの支出）は約26億円となります。

特定健康診査・特定保健指導の実施率が上昇すると、減算率も増えることとなりますので、40歳から74歳の方は、今後も特定健康診査・特定保健指導の受診にご協力をお願いします。